

議長

副議長

局長

GL

係

回覧



様式第1号

令和 元年7月29日

真庭市議会

議長 古南 源二 殿

真庭市議会議員 柴田 正志



調査研究、研修会、要請・陳情活動届

政務活動費を使用して、下記のとおり研究、調査等を行いますので届けます。

記

1 区 分

調査研究

研修会

要請・陳情活動

2 訪 問 先

(株)地方議会総合研究所

京都府京都市南区東九条下殿田町70

京都テルサ東館3階「第8会議室」

真庭市場2号店

滋賀県守山市播磨田町185-1

3 内 容

日程/8月9日10:00~17:00

「自治体行革、経営効率化に向けて」の7講座

(別紙参照)

日程/8月10日10:30~12:00 真庭市場2号店の視察

4 行 程

別紙のとおり

5 事務局から訪問先への依頼

必要

不要

(注) 複数の議員で実施する場合、代表者の届けでよいが、参加議員名簿を添付すること。



様式第2号

報 告 書

令和 元年 8月16日

真庭市議会議長 古南 源二 殿

報告者 真庭市議会議員 氏名 柴田 正志

印

下記のとおり政務活動費を使用して 調査研究・研修会・要請陳情活動をいたしましたので、その結果を報告いたします。

1	日 時	自 令和 元年 8月 9日 (午前・午後) 6時15分 至 令和 元年 8月10日 (午前・午後) 7時10分
2	場 所	①京都テルサ東館3階第8会議室 「地方議会総合研究所」 ②真庭市場2号店 ③京都市国際交流会館
3	用 件	①自治体行革、経営効率化に向けての研修会に参加 ②視察&ヒアリング ③視察
4	概 要	参加者 柴田正志 ※詳細は別紙



2019年8月9日（金）10：00～17：00

京都テルサ東館3階「第8会議室」

講師：松村 享 名古屋学院大学法学部教授

自治体行革、経営効率化に向けて

事例を踏まえて外部委託・民営化の法制度を学ぶ！ in 京都

「研修内容（プログラム）一覧」

外部委託が求められる背景

1 自治体のサービス提供の効率化

地方自治法（2条14項）では地方自治団体は「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」とされている。

2 公共サービスへの民間企業の活用の必要性

我が国は高い高齢化率、少子化に伴う人口減少等の環境変化に直面している。

保育や介護など、かつては家族や地域が担っていた機能が衰退し、これまで以上に地方自治体の公共サービスに対する必要性が高まっている。地方自治体においては厳しい財政状況、団塊世代の大量退職による人的弱体化が課題となる。このような状況で、地方自治体は、これまで以上に行政事務を効率的に処理していくことが求められる。

今後の自治体においては、従来行政が担ってきた部分についても真に行政でなければ対応し得ないもの以外は、NPOや住民団体、民間企業などへ積極的に民間委託等を行い、PFIなどの官民協働のための取組を進めていく必要がある。

民間力の公共サービスへの活用手法

民間委託、指定管理制度、PFI等があるが、どの手法が最適なのかをケースバイケースで判断することが大切である。

「官ではコストが高いから民が行う」「官では十分なサービスが提供できないから民が行う」という意識に転換し「民による行政」が大きく進展している。

1 事務処理の民間化・・・行政事務

2 サービス提供主体の民間化・・・保育園など

3 行政権限主体の民間化・・・指定検査確認機関、指定管理者制度

4 公共施設の管理における民間化・・・

■外部化の態様は以下大きく4つの態様がある

- ①公有公営・・・最も基本的な運営形態
- ②公有民営・・・公の施設の指定管理者制度、管理運営委託等
- ③民有公営・・・セール・アンド・リースバック方式等
- ④民有民営

5 施設整備の民間化

従来型の公共工事では、設計、建設、維持管理、運営という各業務を分割し、年度ごとに発注していたが、このような公共工事はコストが高い、民間の新たなノウハウが活かされないなど問題点が指摘される。そうしたことから PFI 等の新たな施設整備の手法が行われるようになってきている。

契約による行政事務の民間化

1 契約の種類

典型的な手法は委託契約や委任契約。労働者派遣法に基づく労働者派遣契約もある。

(公共工事等の契約は請負契約。)

近年、公立学校にエアコンを設置する際に、ファイナンス・リース契約を行う自治体が増えている。

- (1) 請負契約
- (2) 委任契約
- (3) 労働者派遣契約
- (4) ファイナンス・リース契約
- (5) 売買契約
- (6) 贈与契約
- (7) 賃貸借契約

自治体契約の締結手続

1 契約相手方の選定方法

- (1) 指名競争入札
- (2) 総合評価一般競争入札
- (3) 随意契約
- (4) 企画コンペ方式とプロポーザル方式・・・自治法に準じるとおかしい

2 契約締結前に必要な手続

- (1) 支出負担行為
- (2) 会計年度と契約
- (3) 会計年度独立の原則の例外
- (4) 契約締結と議会の議決

特別な法律に基づく行政事務の民間化

1 PFI

- (1) 制度の概要
- (2) PFI 事業の基本的な仕組み
- (3) SPC の設立
- (4) 資金調達
- (5) PFI の事業分野
- (6) PFI 事業形態の分類
 - ①施設の所有形態による分類
 - a BTO 方式
 - b BOT 方式
 - c BOO 方式
 - ②対価の支払方法による分類
 - a サービス購入型
 - b 独立採算型
 - c ジョイントベンチャー型
- (7) PFI 事業の効果
 - ①低廉かつ良質な公共サービスの提供
 - ②公共サービスの提供における行政改革
 - ③経済の活性化
- (8) PFI の導入手続き
- (9) 議会の議決
- (10) 職員の派遣

2 コンセッション制度

- (1) 制度の概要
- (2) 対象となる公共施設等
- (3) 業務範囲
- (4) 実施手続
- (5) 協定・契約等

- (6) 費用の徴収
- (7) 料金の収受
- (8) 地方自治体の関与
- (9) 水道法の改正

3 市場化テスト法

- (1) 市場化テスト法の概要
- (2) 地方自治体における市場テストの手続

4 地方自治法に基づく事務の外部化

- (1) 地方自治体間の事務の共同
- (2) 「公の施設」の指定管理者制度
- (3) 公金に対する委託

外部化の相手方

- 1 民営化の相手方
- 2 地方独立行政法人

契約相手方に関する法規制

- 1 債権管理回収業務
- 2 建設工事
- 3 廃棄物収集運搬業務等
- 4 労働者派遣契約
- 5 その他の資格

外部化に向けた検討

- 1 民間化の検討
- 2 その他の外部化の検討

外部化事業のモニタリング

- 1 モニタリングの目的
- 2 モニタリングの手法
- 3 モニタリングの内容
- 4 モニタリング結果の反映

行政事務の外部化と損害賠償責任

- 1 第三者に対する損害賠償責任
- 2 公務員に対する求償

外部化と情報管理

- 1 情報公開制度
- 2 個人情報保護制度
- 3 守秘義務等について

職員の処遇及び外郭団体の取り扱い

- 1 職員の処遇
- 2 外郭団体職員の取り扱い

以上、研修プログラム一覧です。

「感想」

自治体の行政改革、経営効率化に向けて、その考え方、手法、注意点と多岐に渡り学びました。PFI事業（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力を活用して行う新しい手法）として、公の施設をPFI方式で整備し、SPC（PFI事業に応募する場合に異業種企業がコンソーシアムを組む）に運営をゆだね、SPCを指定管理者とする手法や、コンセッション制度の手法は、これからの地方自治体運営に必要になってくると思いました。また自治体間の連携においても真庭市では消防署の連携、クリーンセンターの連携等がありますが、他自治体との様々な連携、共同事務をはかり効率化を推進することができる可能性を学びました。同時に、「その事務を行う必要があるのか。地方自治体が実施する必要があるのか。別の法人でなく、地方自治体が直接に実施しなければならないのか。他の地方自治体への委託又は他の地方自治体と共同で処理することはできるのか。」と行政事務の外部化に向けた検討フローについても説明があり、真庭市の行政を考える上で、今までにない方向性を提示できる事例もあるのではないかと思います。

真庭市においては指定管理、業務委託、事務処理の委託、今年度よりスポーツ施設・スポーツ振興の外部委託とかなり民営化が進んでいることを認識しました。ただし最小の経費で最大の効果をあげるという本来の目的に準じているかは、公民連携の

手法を含め、検証が必要ではないかと思えます。そして外部委託、民営化、公民連携については責任を持って提言できるように、さらに知識を深める必要があると感じています。

2019年8月9日（金）10：30～11：30

真庭市場 2号店の視察・ヒアリング

滋賀県守山市播磨田町 185-1 モリーブ内



- ・ 守山市・・・人口約 8 万 5000 人、高齢化率約 22%、大体の大手チェーン店が大抵はある中都市。
- ・ モリーブ・・・好立地にある地域のスーパー
- ・ モリーブ内にある 50 のテナントのひとつが真庭市場

真庭市場 2号店

- ・ 木を基調の店舗
- ・ 青果を中心に生花、加工品が置かれている
- ・ 店舗内は真庭の写真や生産者の写真が飾られている。
- ・ 週に 5 日、荷物が入る・・・配送業者（真庭運送）が運搬。
- ・ 売上は 1 日平日 20 万、土日 25 万程・・・目標は 1 日 30 万ということです。
- ・ 高槻の時よりも早く住民にお店の認知をしてもらえているように見え、順調にいらっていると思われるということです。
- ・ 来客者に真庭市場の良さをわかってもらい、皆さんに身近に思ってもらい、固定客となっただけのことを心掛けた営業をされている。
- ・ 産地直送品販売専門店という新しい流通スタイルの良さが徐々に浸透しているということです。
- ・ モリーブという集客力のあるお店の一面にあるが、外から直接店舗につながっておらず、モリーブ入口から少し入らないと場所がわからない立地です。

「感想」

- ※ 真庭で作られた産品が関西で販売されるという取組は、関係者の利益 UP や生きがいにつながる素晴らしいことと思います。
- ※ 真庭の産品・商品で置いていない物はまだまだたくさんあり、そういった商品を発掘し、取り扱うことによって、益々の可能性があると感じられました。
- ※ 販売商品が市場経由のものもあるように思われます。商品の発掘に向け、どんな物が売れるのか生産者に適切な情報発信とアドバイスも必要であると思いました。

2019年8月9日（金）14:00～15:00

Kokoka 京都市国際交流会館を視察

京都市左京区粟田口鳥居町 2-1



- ・館内の案内は日本語・英語・ハンゲル・中国語で表示されている
- ・交流ロビー、会議室、研修室、カフェ、レストラン、図書館、イベントホール、姉妹都市展示コーナー等からなる
- ・色々な国の人々が自由に時間を過ごしている
- ・在住外国人が日本文化を学ぶ場、日本人と外国人の交流の場、京都の情報発信の場

「感想」

京都市国際交流会館で開催されているイベントカレンダーを見ると在住外国人同士、外国人と日本人の交流が図られる講座がたくさん用意されています。国際交流をはかることを目的としたこのような専用施設を持つことは無理でも、真庭市においても外国人就労者が増え、インバウンドが増えることを見越して、国際交流をはかるイベントや講座の開設、交流ロビーなどの設置も考える必要があるかなと思いました。